

スポーツ指導者養成派遣事業助成金交付要綱

(目的)

第1条 この要綱は、スポーツ指導者の養成と資質の向上を目指し、道内で開催される講習会等に参加する者、又は公益財団法人石狩市体育協会（以下「協会」という。）が派遣する者に対して、その必要な経費の一部を助成することにより、石狩市のスポーツ振興を図ることを目的とする。

(交付対象者)

第2条 助成金交付を受けることができる者は、石狩市に在住し、将来にわたりスポーツの指導者として期待できる者、及び当協会が派遣事業として選定した事業（以下「派遣対象事業」という。）へ派遣の決定を受けた者を対象とする。ただし、当該年度内に助成金の交付を受けた者は対象外とする。

(対象経費)

第3条 助成金の交付対象経費は、次のとおりとする。ただし、本人の資格取得料、登録料、認定料等は対象外とする。

- (1) 旅費
- (2) 教材費（テキスト代、材料代）
- (3) 参加負担金

(助成金交付の額)

第4条 助成金交付の額は、次の各号、又は5万円のいずれか低いほうを限度として予算の範囲内で交付する。ただし、派遣対象事業については、この限りではない。

- (1) 事業が日帰り可能と認められるときは、前条に規定する対象経費の全額
- (2) 事業が宿泊を要すると認められるときは、前条に規定する対象経費の5割

(助成金交付の申請)

第5条 助成金の交付を受けようとする者は、スポーツ指導者養成派遣事業助成金交付申請書（別記第1号様式）に、次の各号に掲げる書類を添付して、会長に提出しなければならない。

- (1) 開催要項等（目的、日時、場所、参加費用がわかるもの）
- (2) 派遣対象事業の場合は、派遣決定通知書の写し。

(助成金交付の決定)

第6条 会長は、前条の交付申請があったときは、その内容を審査し、助成の可否を決定し、予算の範囲内において交付すべき助成金の額の決定をしたときは、速やかに、その決定の内容をスポーツ指導者養成派遣事業助成金決定等通知書（別記第2号様式）により申請者に通知するものとする。

2 会長は、前項の助成金の額の決定後、当該事業の遂行上必要と認めるときは、概算払いをすることができる。

3 助成金の概算払を受けようとするときは、スポーツ指導者養成派遣事業助成金交付概算払申請書（別記第3号様式）を会長に提出しなければならない。

4 前項の規定による申請に基づき、概算払いをすることを決定したときは、スポーツ指導者派遣事業助成金概算払決定通知書（別記第4号様式）により申請者に通知するものとする。

（実績報告）

第7条 交付の決定を受けた者、又は概算払いを受けた者は、事業が完了次第速やかにスポーツ指導者養成派遣実績報告書（別記第5号様式）に関係書類を添え提出しなければならない。

（助成金の額の確定）

第8条 会長は、前条の規定による実績報告書の提出があったときには、その内容を審査し、適当と認めたときは、交付すべき助成金の額を確定し、スポーツ指導者養成派遣事業助成金額の確定通知書（別記第6号様式）により通知するものとする。

（助成金の交付）

第9条 会長は、前条の規定による助成金の額の確定後、スポーツ指導者養成派遣事業助成金請求書（別記第7号様式）による請求に基づき助成金を交付する。

（変更等の届出）

第10条 助成金の交付の決定を受けた者が申請内容を変更し、又は中止しようとするときには、あらかじめスポーツ指導者養成派遣事業変更等届（別記第8号様式）を会長に提出しなければならない。

2 会長は、前項の届出を受けた場合において必要があると認めたときは、助成金の交付決定の内容、若しくはこれに付した条件を変更し、又はその決定の全部、若しくは一部を取り消すことができる。

（助成金交付の取消し等）

第11条 会長は、虚偽の申請その他不正な手段により助成金の交付を受けた者がいると認められるときは、その決定を取り消し、又は交付金の全部、若しくは一部の返還を命ずることができる。

（委任）

第12条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は会長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成17年6月1日から施行する。

この要綱は、平成22年5月1日から施行する。

この要綱は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第106条第1項に定める公益法人の設立の登記の日から施行する。